

- 公共放送ワーキンググループは、令和5年10月18日に第1次取りまとめ、令和6年2月28日に第2次取りまとめを公表し、NHKインターネット活用業務の必須業務化等の内容については、放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)に反映された。
- その後、NHKの放送コンテンツのプラットフォームとしての役割を踏まえ、NHK国際放送の在り方を中心に据えつつ、民放等における国際展開も含め、包括的に「放送の国際発信・国際展開」について検討を行った。

現状と課題、目指すべき方向性

- 放送の国際発信・国際展開は、我が国に対する理解の増進やイメージ向上に寄与し、ソフトパワーの強化につながることを期待。我が国の自然や文化、地域産品・農産品等に対する関心を高め、インバウンド需要の獲得等の経済的な効果も期待。
- 現在、世界的に視聴者の視聴スタイルが急速に変化する中、国際社会に対する我が国の情報発信は必ずしも十分とは言えない。インバウンド需要の獲得等につながる経済的な効果についても限定的な状況であり、国際発信・国際展開の強化に取り組んでいくべき。
- 国際発信・国際展開の強化に当たっては、NHKの放送コンテンツのプラットフォームとしての役割を踏まえつつ、海外プラットフォーム事業者等との産業間競争にあるとの現状認識の下、NHKが民放等と協調してオールジャパンで取り組んでいくことが肝要。

①NHK国際放送が果たすべき役割

- 我が国の経済・社会・文化等を正しく伝え、我が国に対する理解や関心を培うため、幅広く良質な放送番組を効果的に発信すべき。
- 特に、ニュース・報道については、我が国やアジアの視点での情報発信等、信頼できる情報発信主体としての取組を進めるべき。
- NHKラジオ国際放送における中国籍外部スタッフの発言事案については、第2次取りまとめで提言したガバナンス実効性確保のための取組も踏まえ、確実な対策を講じ、その後の対策状況を公表すべき。

②視聴者リーチの拡大とコスト負担の軽減

- 放送、インターネット配信等の様々な手段を適切に組み合わせ、視聴者へのリーチの拡大とコスト負担の軽減を両立。
- リーチ率等について詳細な把握に努め、リーチ拡大に向けて取り組むべき。
- ネット併用型の送信網へのシフトを図るべき。インターネット配信の流通経路の多様化についても検討を行うべき。

③NHK国際放送の財源の在り方

- JIB(日本国際放送)の創設趣旨(民間の経営ノウハウの活用、広告料収入を含めた財源の多様化)を踏まえ、JIBの活用・強化を図るべき。
- 民放等と連携しつつ、企業や地方公共団体を含む公的機関等からの受注に注力して広告料収入の拡大に取り組むほか、インターネット配信の流通経路の多様化による視聴者へのリーチ拡大や視聴データに基づく広告主への訴求等によって改善を図る。

④NHK国際放送における外部制作事業者との連携

- NHKの放送コンテンツのプラットフォームとしての役割を踏まえ、外部制作事業者との連携を進めるべき。
- 外部制作比率の努力目標については、NHK自らの判断と責任において、より効果の高い国際放送番組の制作が行われるよう、例えばNHK中期経営計画等において、自主的に設定すべき。

⑤NHK・民放の共同による国外流通促進のためのインターネット配信プラットフォーム構築

- 我が国放送コンテンツの国外への流通を促進するため、NHK・民放の共同によるインターネット配信プラットフォームの構築を目指すべき。
- その際、既存のインターネット配信プラットフォームとの関係性等に留意するとともに、それぞれの国・地域で浸透しているインターネット配信プラットフォームの活用も考えるべき。